

# 地域密着型サービスの区域外指定に係る同意依頼の手順について

(伊勢原市の被保険者が他市の地域密着型サービス事業所を利用する場合)

## 1 必要性の検討

担当ケアマネジャーは、他市の地域密着型サービス事業所を利用しなければならない必要性等について関係者と協議を行い、別紙「地域密着型サービス区域外指定の同意・同意依頼に係る理由書について」を作成する。

## 2 伊勢原市との事前相談

担当ケアマネジャーは、別紙「地域密着型サービス区域外指定の同意・同意依頼に係る理由書について」を伊勢原市に提出し、同意依頼の可否について事前相談を行う。

## 3 指定権者への事前相談

伊勢原市又は担当ケアマネジャーは、伊勢原市が同意依頼すべき案件であると判断した場合は、指定権者に対し利用の可否について事前相談を行う。(事前相談の手順や必要書類は指定権者の指示を確認する)

## 4 伊勢原市から指定権者への同意依頼

事前相談において、指定権者から同意依頼の承認が得られた場合は、伊勢原市から指定権者に対し文書により同意依頼を行う。

## 5 伊勢原市への指定申請

指定権者より、区域外指定の同意について文書により正式な回答があった場合は、利用を希望する地域密着型サービス事業所から伊勢原市に指定申請を行う。

## 6 指定～サービス利用

伊勢原市の指定日以降、利用を希望する他市の地域密着型サービスを利用することが可能となる。

※区域外指定には期間を要するため、同意を得られた場合でも希望する日から利用できるとは限りませんのでご注意ください。